

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（提出先）

新座市長

新座市空家バンク登録申込書

住 所

氏 名

㊞

（所有者との関係： ）

新座市空家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり空家バンクに登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部に仲介を依頼します。あわせて、新座市への情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙の新座市空家バンク登録カード（様式第 2 号）記載のとおりです。

注

- (1) 新座市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。

そのため、仲介を希望される場合は、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部への依頼を行うものとします。

なお、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部に依頼した場合は、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合は、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決を行うものとします。

- (2) 各市町の個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。